

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人大分県スポーツ協会

大分県スポーツ少年団

本部長 牧 和 志

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスポーツ少年団の活動について（第十九報）

標記のことについては、令和4年3月25日付け分ス協少第164号にて通知しているところですが、令和4年4月13日付けで、県教育委員会から部活動に係る通知が別添1（写）のとおり発出され、県外の学校との交流が認められたことに伴い、県教育庁体育保健課長から別添2（写）のとおり通知がありました。

この通知を踏まえ、今後のスポーツ少年団の活動について、県外との交流（県外へ出向いての練習試合や招聘しての練習試合等）を認めることといたします。

なお、依然として日常のスポーツ活動や大会等での感染も見られることから、特に下記の事項について徹底するよう周知並びに指導をお願いいたします。

記

- 1 感染による、公式大会の出場辞退も懸念されることから、その安全性や必要性を慎重に判断した上で実施するとともに、交流先都道府県に制限がある場合はそれを遵守すること。
- 2 県外へ出向いて交流する際は、参加する団員は必要最少人数とすること。
- 3 団員（指導者含む）の健康観察をこまめに行うこと。（体温計は個別に準備すること。）また、体調に異変（発熱に限らず咳、喉の痛み等の風邪症状）がある場合は躊躇なく計画を中止し、状況に応じて適切に対応すること。
- 4 移動手段としてマイクロバス等を利用する際は、マスク着用の上、常時換気すること。
- 5 宿泊（県内外を問わず）を伴う場合は、特に以下の事柄を徹底すること。
 - 宿泊する部屋は個室とし、複数の団員が同室に集まらないこと。
 - 宿泊先のホテル等が基本的な感染症対策が徹底されているか事前に確認すること。
 - 食堂・浴場等はできるだけ共用を避け、やむを得ない場合は共用場所の分散利用など、感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず指導者が確認すること。
 - 食事は対面を避け、黙食を徹底すること。また、それ以外はマスクを着用すること。
- 6 交流前後の健康観察を徹底するとともに、市町村が設置する抗原検査センター等の活用も視野に入れて計画すること。また、帰県後2日間は感染リスクの低い活動を行うなど、出来るだけ身体接触を避けること。

■ 本件に関する問い合わせ先
公益財団法人大分県スポーツ協会（福田）
連絡先：097-504-0888